

猶予ができる理由と必要書類

猶予の事由		添付書類	猶予期間	提出期限
ア) 高校等在学中 (緊急貸付終了者、貸付辞退者など)		在学証明書又は学生証の写し	正規の 修学期間	猶予を希望する 月の前月末日 まで ※書類不備等があっ た場合は、猶予決定さ れないことがあります ので、余裕を持って 申請してください。
イ) 卒業後に上級学校へ進学 (又は在学中)		在学証明書又は学生証の写し ※入学前に申請する場合は、進学先の合 格通知の写し及び入学時納付金等の領収 書の写しを提出すること。	正規の 修学期間	
ウ) 上級学校へ進学することを目 的として勉強中		添付書類不要 (申請書・返信用封筒のみ提出)	1年	
エ) 災害により住宅等が被害を受 けた場合		罹災証明書	教育委員 会が認める 期間	
オ) 病気により一時的に就業でき ない場合		医師の診断書(療養にかかる期間等 が明記されたものに限る)	教育委員 会が認める 期間	
カ) 生活保護被保護者		生活保護受給証明書	1年	猶予を希望する 月の前月末日 まで ※書類不備等があっ た場合は、猶予決定さ れないことがあります ので、余裕を持って 申請してください。 ※申請の際は、借受人 の世帯構成や経済的 な状況等の確認を行 います。 また、個々の状況によ り添付書類が異なりま すので、事前に提出先 へ連絡し、必要な書類 の確認をしてください。
キ) 経済的な理由により著しく返 還が困難な場合で、年間収入が 基準額以下の場合		以下の①及び②を提出 ①借受人の世帯構成や経済的状 況等を記載する「事情書(P.29)」 ②収入等の証明書類 (以下に記載した書類のいずれか) ※生計を一にする親及び配偶者がいる 場合はそれぞれ提出 ・所得証明書 ・市町村民税(課税・非課税)証明書 ・源泉徴収票の写し ・確定申告書(控)の写し 〔※上記が提出できない場合は、 その他収入が確認できる書類〕 ・勤務先の年収証明書又は月収証明書 ・給与明細書の写し ・健康保険証の被扶養者証(欄)の写し ・雇用保険受給資格者証の写し ・雇用保険被保険者離職票の写し ・求職受付票の写し 等	1年	
借受人の 年間収入 の基準額	給与 所得	収入金額 230万円 以下		
	給与所得及び 給与所得以外	所得金額 150万円 以下		
	給与 所得以外	所得金額 150万円 以下		
生計を一に する親及び 配偶者の年 間収入の基 準額	給与 所得	収入金額 300万円 以下		
	給与所得及び 給与所得以外	所得金額 200万円 以下		
	給与 所得以外	所得金額 200万円 以下		